

広島市立祇園中学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規定は、広島市立祇園中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。

この規定は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、全市的な共通認識を図り、共通実践を推進するためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、生徒が自主的・自律的に学校生活を送ることを目指すと共に、広島市立祇園中学校の学校教育目標を達成するための基本的な生活習慣と規範意識の確立を目的として、必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導し、安全な登下校ができるようにする。

- (1) 指定された通学路を通り、交通ルールを守って登校する。
- (2) バス通学をする者は、学級担任を通じて学校の許可を受ける。
- (3) 自転車は、禁止。
- (4) バス通学者は、車内で行動や態度に気をつけ、他人の迷惑にならないように注意する。
- (5) 事故があったときは、速やかに学校に連絡をする。
- (6) 登校時間・下校時間を守る。

(欠席・遅刻・早退)

第3条 欠席・遅刻・早退については、生徒の安全を考え次のことを指導し、望ましい生活習慣を身につけることができるようにする。

- (1) 欠席や遅刻をする場合は、始業時までには保護者が学校に確実に連絡をする。また、遅刻をして登校した場合は、職員室に報告してから授業教室へ行く。
- (2) 事前に見学や早退をする事が分かっている場合は、学級担任や教科担任に申し出る。

(授業規律)

第4条 授業規律については次のことを指導し、意欲的に授業や学習に取り組むことができるようにする。

- (1) 授業開始のチャイム前には席に着き、授業の準備をして静かに先生を待つ。
- (2) 授業の始めと終わりには、大きな声であいさつをする。
- (3) 授業では姿勢を正し、前向きに取り組む。
- (4) 授業中は、私語をつつしみ、授業に集中し、積極的に学習する。
- (5) 学習環境を整える。

(生活規律)

第5条 服装や身だしなみについては次のことを指導し、社会性と礼儀やマナーを身につけることができるようにする。

- (1) 服装は、夏服・冬服共に基準服を着用する。
- (2) 靴下は、白色とし、ワンポイントは可とする。
- (3) 通学靴・上靴は、学校指定を使用する。
- (4) 校内では学校指定の名札を左胸に着用する。
- (5) 通学用のカバンは、学校指定の物を使用する。
- (6) 髪は自然な髪型で清潔で活動しやすいものとする。

※ モヒカン・ツーブロック・パーマ・染色・脱色・整髪料・眉剃り・アクセサリ等手を加えない。

(校内の生活に関すること)

第6条 校内の生活については次のことを指導し、前向きな姿勢で生活することができるようにする。

- (1) 気持ちの良い、その場の応じた挨拶をする。
- (2) 授業では姿勢を正し、前向きに取り組む。
- (3) 保健室を利用するときは、許可を受けて利用する。
- (4) 給食時間を守る。
- (5) 清掃の時間は、全員で真面目に協力して取り組む。
- (6) 部活動は、部活動規程を厳守する。
- (7) 学校の施設や用具を使用するときは、担任の先生を通して関係の先生の許可を得る。
- (8) 学校設備や公共物を破損した場合は、速やかに先生に報告して破損届けを提出する。
- (9) エアコン・ストーブの取り扱いについては、使用規程を厳守する。

第3章 校外での生活に関すること

(校外生活)

第7条 校外の生活については、次のことを指導する。

- (1) 家庭生活の日課を立て、規則正しい生活を送る。
- (2) 外出する時は、行き先や帰宅時間、誰と一緒にかを必ず保護者に告げて出かける。
- (3) 夜間の外出は原則としてしない。必要があれば保護者同伴で行うか、同意を得る。
- (4) 各種遊技場等は出入りをしない。
- (5) 危険箇所への立ち入りはしない。
- (6) 飲酒や喫煙等、法に触れる行為をしない。
- (7) 交通法規・マナーを守り、特に安全に気をつける。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導の目的)

第8条 「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に基づき、生徒が校内及び校外で問題行動を起こした場合には反省をさせ、よりよい学校生活を送ることができるようにする。

(問題行動への特別な指導)

第9条 次の問題行動を起こした生徒には、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① いじめ
- ② 飲酒・喫煙
- ③ 暴力・強要行為
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 交通違反
- ⑥ その他法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ① カンニング等不正行為
- ② 家出及び深夜徘徊
- ③ 不要物の持ち込み
- ④ 服装身なりの乱れ
- ⑤ SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の（電子媒体）によるトラブル
- ⑥ その他、学校が教育上指導を必要とする判断をした行為

(特別な指導を実施するにあたって)

第10条 特別な指導は、生徒自らが起こした問題行動を振り返らせ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。実施にあたっては、慎重に協議し、保護者の同意を得て実施する。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、該当学年を中心に複数の教員で行う。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。

(特別な指導の内容)

第11条 特別な指導は次の通りとする。

- (1) 本人への説諭及び保護者連絡・同意又は面談
- (2) 学校反省指導（例）
 - ①別室による反省指導
 - ②授業観察による反省指導
 - ③奉仕作業による反省指導
 - ④教育相談と複合した反省指導
 - ⑤保護者来校による授業観察指導
- (3) 関係諸機関との連携による指導